

# ○立川市審議会等会議公開規則

平成12年3月28日規則第8号

(目的)

**第1条** この規則は、審議会等の会議を公開することにより、市民に対し審議会等の審議の状況を明らかにし、もって市政における公正性及び透明性を向上させ、開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(対象とする会議)

**第2条** 対象とする会議は、市の事務又は事業について市民の意見、専門的知見等の反映及び公正の確保を図るため、市民、学識経験者等を構成員として市長その他の執行機関（以下「実施機関」という。）に設置された審議、審査、調査又は調停（以下「審議等」という。）を行う審議会、審査会等（以下「審議会等」という。）の会議とする。

(会議の公開)

**第3条** 審議会等の会議は、公開とする。

(非公開とすることができる会議)

**第4条** 審議会等の長は、会議に諮り、審議等の内容が次の各号の一に該当すると認めるときは、その会議の全部又は一部を公開しないことができる。この場合において、審議会等の長は、その理由を明らかにしなければならない。

- (1) 立川市情報公開条例（平成12年立川市条例第49号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について、審議等を行うとき。
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが認められるとき。

(会議開催の事前公表)

**第5条** 実施機関は、会議について、開催日時、開催場所、会議名及び議題その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

(公開の方法等)

**第6条** 審議会等は、次の各号に掲げる方法により、会議を公開する。

- (1) 会議を傍聴できる者（以下「傍聴者」という。）の定員を定め、会議の場所に必要な傍聴席を設けること。
- (2) 傍聴者に対して、会議の概要等が閲覧できるようにすること。
- (3) 会議に関する報道機関の取材に対して協力をすること。

**第7条** 削除

(傍聴者の遵守事項)

**第8条** 傍聴者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言動に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 示威的行為をしないこと。
- (3) 写真、ビデオでの撮影又は録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、審議会等の長の許可を得た場合を除く。
- (4) 私語、談笑その他これらに類する行為により会議の妨害をしないこと。
- (5) その他審議会等の長の指示に従うこと。

(傍聴席に入ることができない者)

**第9条** 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、無線機、笛、ラッパその他これらに類する物を携帯している者
- (3) はち巻、腕章(報道関係者が着用するものを除く。)たすき、ゼッケン、ヘルメットに類する物を着用又は携帯している者
- (4) はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕等を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を携帯している者

(会議資料の公開)

**第10条** 審議会等は、議事の要旨及び会議資料等(第4条第1号に掲げる事項に係るものを除く。)を所定の場所で、閲覧等の方法により公開するものとする。

(運用状況の公表)

**第11条** 市長は、審議会等の会議の公開の運用状況について、毎年公表しなければならない。

(委任)

**第12条** この規則の施行について必要な事項は、審議会等の長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行し、同日以後に第5条の規定により公表する審議会等の会議から適用する。

#### 附 則 (平成13年5月15日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の立川市審議会等会議公開規則の規定は、平成13年4月1日から適用する。